

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年10月17日

千葉市監査委員	宍倉 輝雄
同	宮原 清貴
同	石井 茂隆
同	青山 雅紀

7千総総第555号

令和7年10月6日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年度監査報告第7号、9号及び11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 公の施設の指定管理者</p> <p>(1) 特定非営利活動法人まちづくり千葉</p> <p>ア 【団体】管理業務に係る収入を適正に管理すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書第26条によると、指定管理料など管理業務に係る収入は、独立した管理口座で管理するものとされている。</p> <p>しかしながら、管理口座の通帳を確認したところ、指定管理料など管理業務に係る収入は法人の收支を管理する口座と同一の口座で管理されており、独立した管理口座で管理されていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>管理業務に係る収入は、基本協定書に基づき、独立した管理口座で適正に管理されたい。</p>	<p>千葉市民活動支援センターの管理業務に係る収入については、所管課からの指示により、令和7年4月分から指定管理料など管理業務に係る収入を独立した管理口座で適正に管理するよう是正した。</p>